

格付の加点の対象となる自主研修の取扱いについて

米子市建設工事入札参加資格者格付審査要領（平成18年3月31日施行）第3条第3項第2号のウのウの研修（以下「自主研修」という。）について、次のように取り扱うものとする。

1 加点対象とする自主研修の分類

本市の格付において、加点対象とする自主研修は、次のいずれかのものであるとする。

- (1) 建設工事の施工技術に関する研修その他建設業者の技術者など実務従事者が受講するのが効果的な技術に関する研修
- (2) 建設業の経営に関する研修その他建設業者の経営幹部が受講するのが効果的な研修
- (3) 人権問題及び同和問題に関する研修その他建設業者の経営幹部及び実務従事者が受講するのが効果的な研修

2 加点対象とする自主研修の条件

加点対象とする自主研修は、次の条件を満たすものとする。

- (1) 開催者の条件として、次に掲げる基準にすべて適合する団体が開催すること。

ア 建設業者ではない団体（その団体が主として建設業者で組織されている場合にあつては、米子市の指名競争入札参加資格を有する者（以下「有資格者」という。）が10人以上加入している団体に限る。）であること。

イ 次のいずれかに該当する団体

(ア) 法人格を有する団体

(イ) 法人格を持たないが団体としての組織を有し、代表の方法、総会の運営、財産の管理など団体としての主要な点が確定しており、多数決による意思決定を行い、構成員が変わっても存続する団体

- (2) 研修内容の条件として、次の基準に適合すること。

ア 研修時間が2時間以上であること（他の研修分野と連続して行う場合は、その分野の研修だけで2時間以上あること。）。

イ 受講者が20人以上いること（日時又は場所を変えて同一の分野で研修を行う場合は、その研修ごとに20人以上いること。）。

ウ 主として建設業者で組織する団体が開催する研修にあつては、当該団体を組織する建設業者の役員を講師等としないこと。

- (3) 当該研修に関して、受講者に対して加点対象自主研修の決定の有無を通知すること。

3 加点対象自主研修の申請

加点対象となる自主研修を開催する者は、自主研修開催申請書（別記

様式第1号)を当該自主研修の開催日の4か月前までに総務部契約検査課に提出すること。

4 加点対象自主研修の登録

前項の規定による申請のあった研修のうち、第2項に定める条件を満たすと見込まれる研修は、加点対象予定自主研修として登録し、その旨を申請者に通知するものとする。

5 対象期間

入札参加資格審査申請書受付開始日の前1年の間(入札参加資格の有効期間が2年間の場合は、前2年の間)に開催された加点対象となる自主研修について、当該入札参加資格審査申請の対象年度の加点対象とする。

6 実績報告

加点対象予定自主研修の開催団体は、契約検査課に研修終了後1か月以内に自主研修実績報告書(別記様式第2号)を提出し、併せて電子データにより当該報告書を送付すること。

7 加点対象自主研修の認定

前項の規定による報告があった研修のうち、第2項に定める条件を満たしたと認めた研修は、加点対象自主研修として決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

8 加点方法

前項の規定により決定した加点対象自主研修を受講した有資格者に対して、受講者1人につき3点の加点を行うものとする。ただし、同一の研修において6点を限度とし、研修加点(30点)のうち20点を上限とする。

9 その他

虚偽の申請及び報告があった場合は、当該加点対象自主研修の認定を取り消すものとする。

10 適用日

平成21年4月1日以降に開催された自主研修について適用する。